

年 月 日

殿

沼津工業高等専門学校長

年度会計事務の内部監査の実施について

このたび沼津工業高等専門学校会計事務内部監査要綱第6項の規定により、定期（臨時）内部監査を下記のとおり実施することにいたしましたので、監査実施に支障のないようお取り計らい願います。

記

1 監査日時

年 月 日～ 月 日の内1日とする。

2 監査対象期間

年 月 日～平成 年 月 日

3 監査事項及び監査員

監査事項	主任監査員	補助監査員
一 会計経理に関する法令等の適用に関する事項		
二 予算決算に関する事項		
三 収入、支出に関する事項		
四 債権に関する事項		
五 物品に関する事項		
六 不動産に関する事項		
七 契約に関する事項		
八 旅費に関する事項		
九 外部資金、科学研究費に関する事項		
十 帳簿及び証拠書類に関する事項		
十一 その他、校長が必要と認める事項		

4 その他

監査日程は、主任監査員と協議の上、決めて実施してください。